



10高セ 第T0757号
平成11年 1月18日

住化プラスチック 株式会社 殿

通商産業省：工業標準化法に基づく指定検査機関
厚生省：食品衛生法に基づく指定検査機関
財団法人 化学技術戦略推進機構
高分子試験・評価センター



証 明 書

貴社持参の試料についての試験結果は下記のとおりであることを証明します。

記

試 料：スミセラー

試験方法：食品衛生法・食品，添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
（昭和57年厚生省告示第20号）

試験年月日：平成10年 1月13日

試験結果：

試 験 項 目	試 験 結 果
材 質 試 験	
鉛	適 合 す る
カ ド ミ ウ ム	適 合 す る
溶 出 試 験	
重 金 属	適 合 す る
蒸 発 残 留 物	
水	適 合 す る
4%酢酸	適 合 す る
20%アルコール	適 合 す る
n-ヘプタン	適 合 す る
過マンガン酸カリウム消費量	適 合 す る

上記結果は食品衛生法・食品，添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に適合する。